(証券コード 1720)
平成28年6月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号
東急建設株式会社
取締役社長 飯 塚 恒 生

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、きたる平成28年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するように、折りかえしご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 **平成28年6月24日（金曜日）午前10時**
(当日の受付開始は午前9時を予定しております。)

2. 場 所 東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号
渋谷地下鉄ビル8階 当社本店会議室

3. 目的事項

報告事項
1. 第13期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役5名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（http://www.tokyu-cnst.co.jp/）

（添　付　書　類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国の景気減速懸念や原油価格下落等の影響により株式市場は不安定な動きとなりましたが、個人消費は底堅く推移し、企業業績にも改善が見られるなど、緩やかな回復基調となりました。

建設業界におきましては、復興事業や防災・減災事業により公共投資は底堅く、民間建設投資も企業業績の持ち直しを背景に堅調に推移したことに加え、建設コストの上昇が一時的な落ち着きを見せるなど、市場環境は好調に推移しました。

このような情勢下におきまして当社グループは、当期を初年度とする「中期経営計画（2015 - 2017年度)」の基本方針に則り、「現場力の強化による安全・品質・工程・利益の追求」、「選別受注の実践による現在・将来の利益へのこだわり」および「収益多様化に向けた取り組みの加速」を実行し、企業価値の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当社グループの連結業績につきましては、受注高は3,037億円(前期比11.2％減)、売上高は2,963億円（前期比12.8％増)、利益面では、完成工事高の増加や工事採算性の向上等により営業利益は181億円（前期比202.5％増）となり、経常利益は持分法による投資利益15億円を計上したこと等により197億円（前期比146.3%増）となりました。これに、固定資産の減損損失等５億円を特別損失に計上し、税金費用等を加味した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は133億円（前期比129.8％増）となりました。

なお、部門別の状況は次のとおりであります。

(建設事業（土木))

受注高は、海外工事および国内民間工事が増加したものの、国内官公庁工事の減少により、700億円（前期比26.1％減）となりました。完成工事高は、国内民間工事が減少したものの、国内官公庁工事および海外工事の増加により、660億円（前期比5.5％増）となりました。

(建設事業（建築))
受注高は、国内官公庁工事が増加したものの、国内民間工事および海外工事の減少により、2,337億円（前期比5.4％減）となりました。完成工事高は、海外工事が減少したものの、国内民間工事および国内官公庁工事の増加により、2,280億円（前期比15.3%増）となりました。
(不動産事業等)
不動産事業等売上高は、23億円（前期比1.3%減）となりました。

また、当社単体の業績につきましては次のとおりであります。
受注高は2,967億円（前期比11.0％減）となり、受注高に占める土木と建築の割合は、土木工事23.4%、建築工事76.6%、発注者別では、官公庁工事25.2%、民間工事74.8%となりました。
主な受注工事は、新東名高速道路 湯触トンネル他１トンネル工事（発注者：中日本高速道路㈱)、ダッカ都市交通整備事業（ＭＲＴ）６号線１工区ウッタラ車両基地造成工事（発注者：ダッカ都市交通会社（バングラデシュ))、旧本町東小学校跡地複合施設建築工事（発注者：渋谷区)、ファナック株式会社 壬生工場（Ａ工区）建設工事（発注者：ファナック㈱)、(仮称）東邦大学医療センター新大橋病院建設工事（発注者：㈻東邦大学）であります。
売上高は、完成工事高2,864億円（前期比13.7%増）と不動産事業等売上高20億円を合わせた総売上高で2,885億円（前期比13.6%増）となりました。完成工事の工事別内訳は、土木工事22.6%、建築工事77.4%となりました。
主な完成工事は、国道45号釜石トンネル工事（発注者：国土交通省)、ＧＬＰ座間プロジェクト（発注者：座間ロジスティック特定目的会社)、京急蒲田西口駅前地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物新築工事(発注者：京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合)、富士電機株式会社 東京工場 本館建設工事（発注者：富士電機㈱)、ベッセルホテル カンパーナ京都五条（発注者：㈱ＮＴＴファシリティーズ・㈱ベッセルホテル開発）であります。
利益面につきましては、営業利益は178億円（前期比217.1%増)、経常利益は180億円（前期比176.4%増)、当期純利益は117億円（前期比156.1%増）となりました。

当社単体の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木	130,927	69,532	64,626	135,833
	建築	222,877	227,259	221,870	228,266
	計	353,804	296,792	286,496	364,099
不動産事業等		—	—	2,009	—
合計		353,804	296,792	288,506	364,099

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は810百万円であり、その主なものは、研究開発用設備および器具の取得等であります。

（3）資金調達の状況

当社は、事業運転資金の安定的かつ機動的な調達を目的に、取引金融機関６行との間でシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

（4）対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府の経済政策や日銀の金融政策等により、引き続き企業業績や雇用・所得環境の改善が期待されますが、新興国経済や原油価格の動向等が下振れ要因として懸念されることから、先行きは楽観できないものと予想されます。

建設業界におきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに関連した旺盛な建設需要等により受注環境は引き続き好調に推移すると予想される一方、大都市圏を中心とした複数の大型再開発工事の本格化による労務のひっ迫等により、建設コストの高騰が再び懸念されます。

このような状況下におきまして当社グループは、「中期経営計画（2015 - 2017年度)」の基本方針に則った施策を着実に遂行するほか、協力会社との連携により労務の安定確保を図り、渋谷再開発をはじめとする建設工事を確実に施工し、お客様の信頼を確固たるものとしてまいります。

また、中期経営計画の目標利益を前倒しで達成したことから、計画目標値の見直しを行うとともに、中期経営計画の加速と企業ビジョン「Shinka（深化×進化＝真価）し続けるゼネコン ― 東急建設」の実現に向け、新たに「Shinka×ICT（シンカ バイ アイシーティー)」をコンセプトにＩＣＴの積極活用を図り、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当期に建設業界全体の問題となりました杭工事のデータ偽装問題につきまして、当社は、品質管理体制の強化等により万全の対応を図り、建設業界への信頼回復に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

（5）財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況

区分	第10期 (平成24年度)	第11期 (平成25年度)	第12期 (平成26年度)	第13期 (当連結会計年度) (平成27年度)
受注高 (百万円)	210,933	290,647	341,992	303,758
売上高 (百万円)	228,570	226,164	262,815	296,393
経常利益 (百万円)	2,301	3,559	8,024	19,768
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	△566	2,685	5,805	13,340
1株当たり当期純利益(円)	△5.31	25.16	54.40	125.00
総資産 (百万円)	154,195	169,685	192,226	214,526
純資産 (百万円)	32,487	35,258	44,861	54,238

(注) △は、損失を示しております。

② 当社の財産および損益の状況

区分	第10期 (平成24年度)	第11期 (平成25年度)	第12期 (平成26年度)	第13期 (当期) (平成27年度)
受注高 (百万円)	204,973	284,443	333,313	296,792
売上高 (百万円)	221,015	220,098	254,073	288,506
経常利益 (百万円)	1,358	2,531	6,541	18,081
当期純利益 (百万円)	△1,378	1,913	4,602	11,788
1株当たり当期純利益(円)	△12.91	17.93	43.12	110.46
総資産 (百万円)	146,768	161,726	182,495	203,498
純資産 (百万円)	30,495	32,819	40,177	48,278

(注) △は、損失を示しております。

（6）重要な親会社および子会社等の状況（平成28年３月31日現在）

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
東建産業株式会社	百万円 50	% 100.00	水処理設備の設計施工請負および維持管理
東急リニューアル株式会社	100	90.53	建物増改築の設計施工請負
PT. TOKYU CONSTRUCTION INDONESIA	百万インドネシア・ルピア 17,978	89.93	土木建築工事の設計施工請負
GOLDEN TOKYU CONSTRUCTION CO., LTD.	百万ミャンマー・チャット 2,045	60.00	土木建築工事の設計施工請負

（注） GOLDEN TOKYU CONSTRUCTION CO., LTD.は、当連結会計年度中に増資（資本金増加額552百万ミャンマー・チャット）いたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
世紀東急工業株式会社	百万円 2,000	% 22.15	土木工事、舗装工事および水利工事の設計施工請負 舗装資材の製造販売

（7）主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、建設事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として同事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者「(特－24) 第20220号」として国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(3) 第6474号」として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

（8）主要な事業所（平成28年３月31日現在）

① 当社の事業所

本　　店　東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号
内部統制推進室・管理本部・安全環境部・土木本部・建築本部・営業本部・住宅事業部・国際事業部・ソリューション事業部

支　　店

札幌支店（北海道）	北陸支店（新潟県）
東北支店（宮城県）	名古屋支店（愛知県）
千葉支店（千葉県）	大阪支店（大阪府）
渋谷開発支店（東京都）	広島支店（広島県）
首都圏土木支店（東京都）	四国支店（香川県）
首都圏建築支店（東京都）	九州支店（福岡県）
東日本支店（東京都）	

営業所　12か所
技術研究所　神奈川県
海外事務所　シンガポール・タイ・インドネシア・ミャンマー
(注)　平成28年４月１日付けをもって、バングラデシュに事務所を新設いたしました。

② 重要な子会社の事業所

国　　内　東建産業株式会社（東京都）
東急リニューアル株式会社（東京都）
海　　外　PT. TOKYU CONSTRUCTION INDONESIA（インドネシア）
GOLDEN TOKYU CONSTRUCTION CO., LTD.（ミャンマー）

（9）従業員の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,571名	89名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,412名	72名増	45.7歳	21.0年

（10）主要な借入先および借入額の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	1,500百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	500
株式会社みずほ銀行	500
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	500

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

（1） 発行可能株式総数　400,000,000株

（2） 発行済株式の総数　106,761,205株（自己株式 43,917株を含む）

（3） 株　主　数　42,032名（前期末比　2,547名増）

（4） 大　株　主

株　主　名	持 株 数	持株比率
東京急行電鉄株式会社	15,362千株	14.40 %
三井住友信託銀行株式会社	4,313	4.04
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　大成建設口 再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	4,000	3.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・ 東京急行電鉄株式会社退職給付信託口）	3,520	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,443	3.23
清水建設株式会社	3,000	2.81
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,550	2.39
三井住友海上火災保険株式会社	2,500	2.34
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,326	2.18
株式会社三井住友銀行	2,310	2.16

（注）1. 持株比率は、自己株式（43,917株）を控除して計算しております。

2. 東京急行電鉄株式会社は、上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・東京急行電鉄株式会社退職給付信託口）の持株数3,520千株を含め、当社株式7,500千株を退職給付信託に拠出しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	八　方　隆　邦	東京急行電鉄株式会社　常任顧問
代表取締役社長	飯　塚　恒　生	世紀東急工業株式会社　社外取締役 一般社団法人東京建設業協会　会長
代表取締役 専務執行役員	浅　野　和　茂	営業本部長、安全環境部担当
取締役 常務執行役員	寺　田　光　宏	土木本部長
取締役 常務執行役員	臼　井　二　郎	営業本部副本部長、ソリューション事業部担当
取締役 常務執行役員	仁　田　英　夫	管理本部長
取締役 常務執行役員	内　海　秀　樹	建築本部長、技術研究所・国際事業部担当
取締役	大　塚　　弘	京成電鉄株式会社　相談役 株式会社オリエンタルランド 社外監査役 株式会社京葉銀行　社外監査役
取締役	髙　橋　和　夫	東京急行電鉄株式会社 取締役常務執行役員
取締役	久保田　　豊	
常勤監査役	金　井　健　至	世紀東急工業株式会社　社外監査役
常勤監査役	前　野　淳　禎	世紀東急工業株式会社　社外監査役
監査役	齋　藤　晴太郎	弁護士 株式会社イトーキ　社外監査役 株式会社東急レクリエーション 社外監査役
監査役	岩　田　哲　夫	大日本塗料株式会社　社外取締役 世紀東急工業株式会社　社外監査役
監査役	恩　田　　勲	株式会社ＧＴＭ総研　代表取締役社長

（注）1. 地位ならびに担当および重要な兼職の状況は、平成28年３月31日現在で記載しております。

2. 取締役大塚弘、髙橋和夫、久保田豊の各氏は、社外取締役であります。

3. 監査役齋藤晴太郎、岩田哲夫、恩田勲の各氏は、社外監査役であります。

4. 当社は、取締役大塚弘、久保田豊、監査役齋藤晴太郎、岩田哲夫の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 監査役恩田勲氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 平成27年６月24日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、取締役中村俊昭、小林昭人の両氏は、任期満了により退任いたしました。
7. 平成27年６月24日開催の第12回定時株主総会において、仁田英夫、内海秀樹、久保田豊の各氏は、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
8. 平成27年６月26日付けをもって、取締役髙橋和夫氏は、東京急行電鉄株式会社の常務取締役から取締役常務執行役員になりました。
9. 平成27年６月26日付けをもって、監査役岩田哲夫氏は、東京急行電鉄株式会社の常勤監査役を退任いたしました。
10. 平成27年６月26日付けをもって、監査役岩田哲夫氏は、大日本塗料株式会社の社外取締役に就任いたしました。
11. 平成27年12月１日付けをもって、監査役恩田勲氏は、株式会社ＧＴＭ総研の代表取締役社長ＣＥＯから代表取締役社長になりました。
12. 平成28年４月１日付けをもって、次のとおり取締役の地位および担当を変更いたしました。

地　　位	氏　　名	担　　当
取締役 専務執行役員	寺　田　光　宏	土木本部長
取締役 常務執行役員	内　海　秀　樹	渋谷開発支店長

13. 平成28年４月１日付けをもって、取締役髙橋和夫氏は、東京急行電鉄株式会社の取締役常務執行役員から取締役専務執行役員になりました。

14. 当社は執行役員制度を導入しており、平成28年４月１日現在の専任執行役員の氏名等は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当および役職
常務執行役員	水谷 景洋	首都圏土木支店長兼営業本部副本部長
常務執行役員	中村 俊昭	首都圏建築支店長
常務執行役員	森藤 眞治	土木技術担当
常務執行役員	大塚 喜康	建築技術担当
常務執行役員	岡部 安水	土木技術担当
常務執行役員	河田 直美	土木技術担当
常務執行役員	高木 基行	建築本部長、 技術研究所・国際事業部担当
執行役員	根本 誠之	札幌支店長
執行役員	酒井 邦登	国際事業部長
執行役員	福本 定男	名古屋支店長
執行役員	諏訪 嘉彦	住宅事業部長
執行役員	園田 有	営業本部副本部長兼首都圏営業部長
執行役員	沼上 清	技術研究所長
執行役員	宮下 真一	営業本部副本部長兼法人第一営業部長
執行役員	橋本 聰	内部統制推進室長
執行役員	清水 正敏	九州支店長
執行役員	内田 俊介	建築本部副本部長
執行役員	池戸 正明	建築本部副本部長兼首都圏建築支店副支店長
執行役員	佐々木 雅幸	営業本部副本部長兼官庁営業部長
執行役員	吉田 良弘	ソリューション事業部長
執行役員	津久井 雄史	大阪支店長
執行役員	川口 佳正	東日本支店長
執行役員	樋口 稔洋	営業本部副本部長兼法人第二営業部長
執行役員	小林 聖宣	管理本部副本部長兼経営企画部長
執行役員	今井 博史	営業本部副本部長兼営業推進部長
執行役員	村田 清	建築本部副本部長
執行役員	渋沢 重彦	土木本部土木技術設計部長

（2）取締役および監査役の報酬等の額

区　分	支給人数	支給額
取締役	11 名	164 百万円
（うち社外取締役）	（2）	（9）
監査役	5	34
（うち社外監査役）	（3）	（10）
合　計	16	198
（うち社外役員）	（5）	（20）

（注）1. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は３名）、監査役は５名（うち社外監査役は３名）であります。

2. 社外取締役１名は無報酬であります。また、上記の支給人数には、平成27年６月24日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

3. 取締役および監査役の報酬額は、平成20年６月25日開催の第５回定時株主総会において、取締役の報酬額を「年額３億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く）」、監査役の報酬額を「年額9,600万円以内」と決議いただいております。

（3）社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当該兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	大塚　弘	京成電鉄株式会社　相談役 株式会社オリエンタルランド　社外監査役 株式会社京葉銀行　社外監査役
	髙橋和夫	東京急行電鉄株式会社　取締役常務執行役員
監査役	齋藤晴太郎	弁護士 株式会社イトーキ　社外監査役 株式会社東急レクリエーション　社外監査役
	岩田哲夫	大日本塗料株式会社　社外取締役 世紀東急工業株式会社　社外監査役
	恩田　勲	株式会社ＧＴＭ総研　代表取締役社長

（注）1. 重要な兼職の状況は、平成28年３月31日現在で記載しております。

2. 東京急行電鉄株式会社は、当社株式15,362千株（持株比率14.40％）を保有しております。また、同社は当社の主要な取引先であり、当社は同社との間に、建設工事の受注等の取引があります。

3. 世紀東急工業株式会社は、当社の関連会社であります。また、当社と同社との間に、建設工事の発注等の取引があります。

4. 当社は、株式会社ＧＴＭ総研との間に、経理等事項に関する顧問契約を締結しております。

5. その他の重要な兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役	大　塚　　弘	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、経営者としての豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見表明を適宜行っております。
	髙　橋　和　夫	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、経営者としての豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見表明を適宜行っております。
	久保田　　豊	平成27年６月24日の取締役就任以降開催の取締役会11回全てに出席し、経営者としての豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見表明を適宜行っております。
監査役	齋　藤　晴太郎	当事業年度開催の取締役会14回全てに、監査役会６回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。
	岩　田　哲　夫	当事業年度開催の取締役会14回全てに、監査役会６回全てに出席し、金融機関における豊富な知見と経験に基づき取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。
	恩　田　　勲	当事業年度開催の取締役会14回中13回に、監査役会６回全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。

（4）責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間に、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項の責任について、会社法第427条第１項に基づき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る報酬等の額

	百万円
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	60
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60

（注）1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬の見積りの算出根拠等が適切であるかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、PT. TOKYU CONSTRUCTION INDONESIAおよびGOLDEN TOKYU CONSTRUCTION CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社内研修の講師業務について対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行の適切性、妥当性を考慮し、その遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

（5）会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付けで発表した業務停止処分の内容

①処分の対象

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③処分の理由

（イ）他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

（ロ）同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

6．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制について、当社は、取締役会において次のとおり決議しております。

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、「コンプライアンス規範」の周知を図り、率先してコンプライアンスを推進するとともに、使用人は、法令および定款を遵守し、コンプライアンスを実践する。

② 法令および定款等に違反した行為の未然防止および早期発見を図るべく、内部通報に係る社内規程の周知徹底を図り、運用する。

③ 内部監査部門は使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、監査を実施する。

④ 取締役の業務執行の適法性を確保するための強力なけん制機能として、社外取締役を複数名選任する。

⑤ 財務報告の信頼性および適正性を確保するため財務報告に係る社内規程等を整備し、その運用状況が有効に機能することを継続的に検証する。

⑥ 反社会的勢力による不当要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断する。

[運用状況]

・「コンプライアンス規範」は、冊子の配布等により全役職員への周知を図るほか、海外で行う事業活動において遵守すべき事項を定めた「海外コンプライアンスプログラム」の策定・周知を図り、当社グループ全体でコンプライアンスの実践に取り組んでおります。

・内部通報に係る「コンプライアンス相談・通報規程」に基づき、通報窓口を社内外に設置するとともに、社内掲示物等を通じて周知徹底を図っております。

・「内部監査規程」に基づき、内部監査部門の内部統制推進室が、監査計画を策定のうえ、各部門の監査を定期的に実施しております。

・「財務報告に係る内部統制規程」に基づき評価手続きを定め、内部統制推進室が、その整備・運用状況について検証しております。

・反社会的勢力による不当要求等が発生した場合、当該部門からの情報は既定の通報ルートに従って本社の総務および法務担当部門へと伝達され、対策や情報の共有化など、組織的に対応する体制としております。また、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関とも連携しながら、反社会的勢力排除に向けた取り組みを継続的に行っております。

（2）取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る情報および文書の取扱いは、社内規程および運用マニュアルに従い、適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行う。

② 電子決裁システムの導入による業務執行のシステム化およびデータベース化を行い、担当役員の所管のもとで運用・管理を行う。

[運用状況]

「文書保存規程」、「文書取扱規程」および「決裁規程」等に基づき、情報および文書の保存・管理を行っております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティに係るリスク管理については、それぞれの担当部署において、社内規程に従い対応することとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定め対処する。

② 全社の全般的な業務執行方針の周知と業務執行状況の報告協議調整するため、「支店長会議」を開催する。

③ 工事受注、不動産取引に係わるリスクについて、各々組織横断的な仕組みとして「本社リスク管理協議会」、「不動産取引審査会」を設け、リスクの事前検証・モニタリングを実施する。

[運用状況]

・各担当部署において、「業務分掌規程」に基づくリスク管理体制を構築するほか、役職員共通の行動原則を明示した「コンプライアンス規範」の周知により、コンプライアンス経営によるリスク管理を推進しております。
・大規模災害の発生に備えて、ＢＣＰ（事業継続計画）を策定し、国土交通省関東地方整備局の「建設会社における災害時の基礎的事業継続力」の認定を取得しております。
・当事業年度において、支店長会議は５回、本社リスク管理協議会は14回、不動産取引審査会は25回、それぞれ開催しております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役制度については、原則として毎月１回開催する定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより経営の意思決定の迅速化・効率化を図るほか、各事業年度の経営責任を明確にするとともに経営体制を機動的に構築するため取締役の任期を１年とする。

② 取締役会規程によって定められている付議基準に該当する業務執行については、その事項のすべてを取締役会に付議することを遵守する。

③ 重要な経営方針や経営課題については、代表取締役を中心とした経営会議を適宜開催することにより、意思決定の迅速化を図る。

④ 執行役員制度の導入により、業務執行における意思決定の迅速化および部門機能の強化を図る。

⑤ 経営理念に基づく、中期経営計画、年度計画、部内目標を策定し、その達成に向け、各部門において業務執行を行い、達成状況の定期的な報告により検査を行う。

⑥ 日常の業務執行に際しては、「業務権限規程」により各部門の責任者に権限の委譲を行い、その責任者が業務執行を行う。

[運用状況]

・当事業年度において、取締役会は、14回開催しており、取締役会付議基準に該当する業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
・経営会議は、原則として毎週開催することとしており、当事業年度において40回開催し、重要な経営方針や経営課題について意思決定を行っております。
・「中期経営計画（2015 - 2017年度)」の達成に向け、取締役会において決議した全社の年度実行計画のもと、各部門が策定した具体的な部門計画に基づく業務執行について、経営企画部によるモニタリングや支店長会議等を通じてその達成状況を確認しております。

（5）当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社経営会議等の開催や所管部署によるモニタリングを実施し、子会社等の営業および財産等の状況の報告を受けるほか、リスクやコンプライアンスの状況について把握し、適宜、助言・指導を行う。

② 当社は、連結ベースの中期経営計画およびその実行計画を策定・実行し、効率的なグループ経営を行う。

③ 内部監査部門は、子会社等の業務の適正を確保するため監査を実施する。

[運用状況]

・当事業年度において、グループ会社経営会議は、３回開催しており、子会社の経営状況を把握するとともに、必要な助言・指導を行っております。
・「中期経営計画（2015 - 2017年度)」およびその実行計画は、連結ベースで策定・実行しております。
・内部統制推進室が、監査計画に基づき、子会社等の監査を定期的に実施しております。

（6）監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助する組織は監査役直属の監査役事務局とし、事務局長および使用人を配置する。

② 監査役事務局の事務局長および使用人は、監査役の指揮命令下での職務に専任するものとし、その人事異動、評価については、監査役の同意を要する。

[運用状況]

監査役事務局に事務局長および使用人を配置し、監査役の職務の補助に専任であたっております。また、その人事異動、評価は監査役の意見を踏まえて、実施しております。

（7）当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、必要あると認めたときは、意見を述べる。

② 監査役は、当社および子会社の取締役および使用人等との意思疎通、情報の交換を行う。

③ 監査役に報告すべき事項は、法令および監査役監査規程に定めるもののほか、監査役の要請事項とする。

④ 当社および子会社の取締役および使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や法令および定款違反に関する重大な事実を発見または報告を受けた場合は、監査役または監査役事務局に通報するか、当社内部通報窓口の「コンプライアンス相談・通報窓口」に通報する。

⑤ 「コンプライアンス相談・通報窓口」の所管部署は、その通報の状況を、定期的に取締役会、経営会議に対して報告する。

⑥ 当社は、通報者に対し、通報したことを理由に、いかなる不利な取扱いも行わない。

[運用状況]

・監査役は、取締役会、経営会議のほか支店長会議等に出席し、業務執行が適切に行われているかの確認を行うとともに、必要に応じて意見を述べております。
・監査役は、定期的な業務聴取・往査等を通じて当社および子会社の取締役および使用人等との意思疎通、情報の交換を行うとともに、適宜、必要な報告を受けております。
・内部統制推進室が、「コンプライアンス相談・通報窓口」への通報の状況を、定期的に取締役会、経営会議に対して報告しております。また、通報者等に対して、不利な取扱いは行っておりません。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役および監査役会は、代表取締役等に対して、監査役監査の重要性と有用性に対する認識および理解ならびに円滑な監査活動の保障など、監査役監査の環境整備に関する事項について要請を行う。

② 監査役および監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

③ 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つ。

④ 監査役の職務の執行に関する費用については、その必要額を確保する。

[運用状況]

・監査役は、監査役監査を通じて把握した事項等について、代表取締役との定期的な意見交換を行っております。また、監査役は、会計監査人から四半期レビュー結果報告等を受けるほか、必要に応じて意見交換を随時行っております。

・監査役は、内部統制推進室への業務聴取を通じて、内部監査の実施状況を確認するとともに、内部監査結果報告および是正報告書を受領し、監査役監査に活用しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**171,041**	**流動負債**	**150,799**
現金預金	50,674	支払手形・工事未払金等	84,751
受取手形・完成工事未収入金等	87,640	電子記録債務	23,242
未成工事支出金	19,130	短期借入金	81
不動産事業支出金	1,052	リース債務	34
販売用不動産	291	未払法人税等	5,593
材料貯蔵品	59	未成工事受入金	16,789
繰延税金資産	2,686	不動産事業受入金	300
その他	9,557	完成工事補償引当金	2,857
貸倒引当金	△50	工事損失引当金	987
固定資産	**43,484**	賞与引当金	3,198
有形固定資産	**17,756**	預り金	8,899
建物及び構築物	4,015	その他	4,061
機械、運搬具及び工具器具備品	688	**固定負債**	**9,488**
土地	13,001	長期借入金	4,804
リース資産	50	リース債務	39
無形固定資産	**416**	繰延税金負債	1,440
投資その他の資産	**25,311**	不動産事業等損失引当金	2,150
投資有価証券	22,150	退職給付に係る負債	193
長期貸付金	67	資産除去債務	226
退職給付に係る資産	176	その他	634
繰延税金資産	68	**負債合計**	**160,288**
その他	2,849	純資産の部	
貸倒引当金	△0	**株主資本**	**49,293**
		資本金	**16,354**
		資本剰余金	**3,893**
		利益剰余金	**29,098**
		自己株式	**△53**
		その他の包括利益累計額	**4,709**
		その他有価証券評価差額金	**4,562**
		為替換算調整勘定	**37**
		退職給付に係る調整累計額	**109**
		非支配株主持分	**235**
		純資産合計	**54,238**
資産合計	**214,526**	**負債純資産合計**	**214,526**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		
完成工事高	294,063	
不動産事業等売上高	2,329	296,393
売上原価		
完成工事原価	263,552	
不動産事業等売上原価	1,752	265,304
売上総利益		
完成工事総利益	30,511	
不動産事業等総利益	577	31,088
販売費及び一般管理費		12,910
営業利益		**18,178**
営業外収益		
受取利息及び配当金	277	
持分法による投資利益	1,530	
その他	138	1,946
営業外費用		
支払利息	128	
為替差損	122	
その他	104	355
経常利益		**19,768**
特別利益		
固定資産売却益	19	19
特別損失		
固定資産売却損	8	
減損損失	533	542
税金等調整前当期純利益		**19,246**
法人税、住民税及び事業税		6,436
法人税等調整額		△575
当期純利益		**13,385**
非支配株主に帰属する当期純利益		45
親会社株主に帰属する当期純利益		**13,340**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日残高	**16,354**	**3,893**	**17,679**	**△49**	**37,878**
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,920		△1,920
親会社株主に帰属する当期純利益			13,340		13,340
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	**―**	**―**	**11,418**	**△4**	**11,414**
平成28年３月31日残高	**16,354**	**3,893**	**29,098**	**△53**	**49,293**

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日残高	**6,252**	**243**	**297**	**6,793**	**188**	**44,861**
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,920
親会社株主に帰属する当期純利益						13,340
自己株式の取得						△5
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,689	△205	△188	△2,083	46	△2,037
連結会計年度中の変動額合計	**△1,689**	**△205**	**△188**	**△2,083**	**46**	**9,377**
平成28年３月31日残高	**4,562**	**37**	**109**	**4,709**	**235**	**54,238**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**163,660**	**流動負債**	**147,627**
現金預金	47,931	支払手形	15,340
受取手形	2,891	電子記録債務	23,357
完成工事未収入金	80,154	工事未払金	66,465
不動産事業未収入金	251	不動産事業未払金	174
未成工事支出金	18,923	リース債務	36
不動産事業支出金	1,052	未払金	3,403
販売用不動産	291	未払費用	576
材料貯蔵品	55	未払法人税等	5,567
前払費用	272	未成工事受入金	16,511
繰延税金資産	2,697	不動産事業受入金	300
その他	9,191	預り金	8,864
貸倒引当金	△50	前受収益	25
固定資産	**39,837**	完成工事補償引当金	2,857
有形固定資産	**17,083**	工事損失引当金	987
建物及び構築物	3,642	賞与引当金	3,158
機械及び運搬具	149	**固定負債**	**7,592**
工具、器具及び備品	274	長期借入金	3,000
土地	12,976	リース債務	33
リース資産	41	繰延税金負債	1,065
無形固定資産	**414**	退職給付引当金	519
ソフトウエア	300	不動産事業等損失引当金	2,150
リース資産	24	資産除去債務	155
その他	90	その他	667
投資その他の資産	**22,339**	**負債合計**	**155,219**
投資有価証券	15,334	純資産の部	
関係会社株式	3,331	**株主資本**	**44,024**
長期貸付金	847	**資本金**	**16,354**
破産更生債権等	13	**資本剰余金**	**3,893**
長期前払費用	11	資本準備金	3,893
その他	2,799	**利益剰余金**	**23,829**
貸倒引当金	△0	利益準備金	194
		その他利益剰余金	23,634
		繰越利益剰余金	23,634
		自己株式	**△53**
		評価・換算差額等	**4,253**
		その他有価証券評価差額金	**4,253**
		純資産合計	**48,278**
資産合計	**203,498**	**負債純資産合計**	**203,498**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売　上　高		
完成工事高	286,496	
不動産事業等売上高	2,009	288,506
売上原価		
完成工事原価	256,673	
不動産事業等売上原価	1,527	258,200
売上総利益		
完成工事総利益	29,823	
不動産事業等総利益	482	30,305
販売費及び一般管理費		12,495
営業利益		**17,810**
営業外収益		
受取利息及び配当金	519	
その他	119	639
営業外費用		
支払利息	108	
為替差損	163	
その他	96	368
経常利益		**18,081**
特別利益		
固定資産売却益	19	19
特別損失		
固定資産売却損	8	
減損損失	533	542
税引前当期純利益		**17,558**
法人税、住民税及び事業税		6,369
法人税等調整額		△598
当期純利益		**11,788**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
平成27年４月１日残高	**16,354**	**3,893**	**194**	**13,767**
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,920
当期純利益				11,788
自己株式の取得				
自己株式の処分				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	**―**	**―**	**―**	**9,866**
平成28年３月31日残高	**16,354**	**3,893**	**194**	**23,634**

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成27年４月１日残高	**△48**	**34,161**	**6,015**	**40,177**
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△1,920		△1,920
当期純利益		11,788		11,788
自己株式の取得	△5	△5		△5
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△1,761	△1,761
事業年度中の変動額合計	**△4**	**9,862**	**△1,761**	**8,101**
平成28年３月31日残高	**△53**	**44,024**	**4,253**	**48,278**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月19日

東急建設株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤栄司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松尾浩明　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東急建設株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東急建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月19日

東急建設株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤栄司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松尾浩明　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東急建設株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月20日

東急建設株式会社 監査役会

常勤監査役 金井 健至 ㊞

常勤監査役 前野 淳禎 ㊞

社外監査役 齋藤 晴太郎 ㊞

社外監査役 岩田 哲夫 ㊞

社外監査役 恩田 勲 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、事業環境の変化に対応しうる健全な財務基盤の形成が重要であると認識する一方、株主の皆様に対する継続的な利益還元を重要な施策と考えており、各期の業績、将来の見通しを踏まえつつ、連結配当性向20%以上を目標に、配当を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金20円　　総額2,134,345,760円

これにより、当期の年間配当金は、中間配当金５円と合わせて、１株につき25円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月27日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日から施行され、業務を執行しない取締役および社外監査役でない監査役との間にも責任限定契約を締結することが認められたことから、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条第２項および第36条第２項の一部を変更するものであります。

なお、第28条第２項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示す。）

現行定款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会 （取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第４章　取締役および取締役会 （取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変　更　案
第５章　監査役および監査役会 （監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第５章　監査役および監査役会 （監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第３号議案　取締役10名選任の件

現任取締役全員は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	飯塚恒生（いいづかつねお） (昭和23年８月５日生) 再任	昭和46年４月　東急建設㈱入社 平成15年10月　当社執行役員 平成16年６月　当社常務執行役員 平成18年６月　当社取締役常務執行役員 平成20年４月　当社土木総本部長 平成21年６月　当社代表取締役専務執行役員 平成22年４月　当社代表取締役社長（現） (重要な兼職の状況) 世紀東急工業㈱社外取締役 (一社) 東京建設業協会会長	66,540株
	【取締役候補者とした理由】 当社における豊富な業務経験があり、また、代表取締役社長として、当社グループを強力に牽引していることから、引き続き、取締役候補者といたしました。		
2	浅野和茂（あさのかずしげ） (昭和26年９月２日生) 再任	昭和49年４月　東急建設㈱入社 平成17年６月　当社取締役執行役員 平成20年６月　当社執行役員 平成23年４月　当社常務執行役員 平成24年６月　当社代表取締役常務執行役員 平成25年４月　当社営業本部長、安全環境部担当（現） 平成26年４月　当社代表取締役専務執行役員（現）	18,900株
	【取締役候補者とした理由】 当社における豊富な業務経験と営業全般に関する高い知見を有していることから、引き続き、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	寺田光宏 (昭和32年3月1日生) 再任	昭和54年４月　東急建設㈱入社 平成22年６月　当社執行役員 平成24年４月　当社常務執行役員 平成24年６月　当社取締役常務執行役員 平成25年４月　当社土木本部長（現） 平成28年４月　当社取締役専務執行役員（現）	9,920株
	【取締役候補者とした理由】 当社における豊富な業務経験と土木事業に関する高い知見を有していることから、引き続き、取締役候補者といたしました。		
4	臼井二郎 (昭和27年12月26日生) 再任	昭和50年４月　東京急行電鉄㈱入社 平成19年７月　同社執行役員 平成25年４月　当社常務執行役員 当社営業本部副本部長（現） 平成25年６月　当社取締役常務執行役員（現） 平成27年７月　当社ソリューション事業部担当（現）	2,790株
	【取締役候補者とした理由】 東急グループの中核企業である東京急行電鉄株式会社において、豊富な業務経験があり、また、不動産事業に関する高い知見を有していることから、引き続き、取締役候補者といたしました。		
5	仁田英夫 (昭和31年10月1日生) 再任	昭和55年４月　東急建設㈱入社 平成21年６月　当社執行役員 平成23年４月　当社常務執行役員 平成23年６月　当社取締役常務執行役員 平成26年６月　当社常務執行役員 平成27年５月　当社管理本部長（現） 平成27年６月　当社取締役常務執行役員（現）	12,699株
	【取締役候補者とした理由】 当社における豊富な業務経験と経営管理全般に関する高い知見を有していることから、引き続き、取締役候補者といたしました。		
6	内海秀樹 (昭和29年2月5日生) 再任	昭和55年４月　東急建設㈱入社 平成20年６月　当社執行役員 平成27年４月　当社常務執行役員 当社建築本部長 平成27年６月　当社取締役常務執行役員（現） 平成28年４月　当社渋谷開発支店長（現）	883株
	【取締役候補者とした理由】 当社における豊富な業務経験と建築事業に関する高い知見を有していることから、引き続き、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>大塚（おおつか）　弘（ひろし）
(昭和10年2月9日生)
再任
社外取締役
独立役員</td><td>昭和33年４月　京成電鉄㈱入社
平成４年６月　同社常務取締役
平成７年６月　同社専務取締役
平成８年６月　同社代表取締役専務取締役
平成９年６月　同社代表取締役副社長
平成10年６月　同社代表取締役社長
平成16年６月　同社代表取締役会長
平成20年６月　同社相談役（現）
平成22年６月　当社取締役（現）
(重要な兼職の状況)
京成電鉄㈱相談役
㈱オリエンタルランド社外監査役
㈱京葉銀行社外監査役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
経営者としての豊富な経験と幅広い見識および鉄道事業に精通した立場からのご意見を当社の経営に反映していただくため、引き続き、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>久保田（くぼた）　豊（ゆたか）
(昭和22年11月24日生)
再任
社外取締役
独立役員</td><td>昭和45年４月　相模鉄道㈱入社
平成10年６月　同社取締役
平成12年５月　相鉄不動産㈱代表取締役社長
平成12年11月　相鉄ホーム㈱代表取締役社長
平成13年３月　相鉄不動産販売㈱代表取締役社長
平成14年６月　相模鉄道㈱常務取締役
平成23年６月　相鉄建設㈱代表取締役社長
平成27年６月　当社取締役（現）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
経営者としての豊富な経験と幅広い見識および鉄道事業や建設事業に精通した立場からのご意見を当社の経営に反映していただくため、引き続き、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>泉（いずみ）　康幸（やすゆき）
(昭和31年2月13日生)
新任</td><td>昭和54年４月　東京急行電鉄㈱入社
平成19年７月　同社執行役員
同社鉄道事業本部副事業本部長
平成21年６月　同社取締役
平成22年６月　同社鉄道事業本部長
平成23年４月　同社常務取締役
平成25年４月　同社グループ事業本部長
平成26年４月　東急テクノシステム㈱代表取締役社長（現）
平成28年４月　当社顧問（現）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
東急グループの中核企業である東京急行電鉄株式会社において、経営者としての豊富な経験があり、また、鉄道事業に関する高い知見を有していることから、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	高木基行（たかぎもとゆき） (昭和30年11月25日生) 新任	昭和54年４月　東急建設㈱入社 平成23年４月　当社執行役員 平成25年４月　当社首都圏建築支店長 平成27年４月　当社管理本部副本部長兼経営企画部長 平成28年４月　当社常務執行役員（現） 当社建築本部長、技術研究所・国際事業部担当（現）	1,700株
	【取締役候補者とした理由】 当社における豊富な業務経験と建築事業に関する高い知見を有していることから、取締役候補者といたしました。		

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大塚弘、久保田豊の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は、42ページから43ページに記載の当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
(1)大塚弘氏
同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって６年であります。
(2)久保田豊氏
同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年であります。
4. 責任限定契約について
当社は、大塚弘、久保田豊の両氏との間に、会社法第423条第１項の責任について、会社法第427条第１項に基づき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査役５名選任の件

現任監査役全員は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	前野 淳禎（まえの あつよし） (昭和31年７月９日生) 再任	昭和55年４月　東急建設㈱入社 平成15年10月　当社広域本部名古屋支店総務部長 兼安全環境品質部長 平成21年１月　当社監査役事務局長 平成24年６月　当社常勤監査役（現） (重要な兼職の状況) 世紀東急工業㈱社外監査役	7,095株
	【監査役候補者とした理由】 当社における豊富な業務経験と監査業務に関する高い知見を有していることから、引き続き、監査役候補者といたしました。		
2	恩田（おんだ） 勲（いさお） (昭和24年４月４日生) 再任 社外監査役 独立役員	昭和48年10月　公認会計士第２次試験合格 監査法人榮光会計事務所入所 昭和52年９月　公認会計士登録 昭和52年12月　税理士登録 平成２年７月　センチュリー監査法人代表社員 平成５年６月　同法人理事 平成14年６月　新日本監査法人常任理事 平成20年９月　新日本有限責任監査法人常務理事 平成22年９月　同法人顧問 平成23年４月　㈱ＧＴＭ総研代表取締役社長ＣＥＯ 平成24年６月　当社監査役（現） 平成27年12月　㈱ＧＴＭ総研代表取締役社長（現） (重要な兼職の状況) ㈱ＧＴＭ総研代表取締役社長	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士および税理士としての専門的な見識を当社の監査業務に反映していただくため、引き続き、社外監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	長田 忠千代 (昭和31年10月26日生) 新任 社外監査役 独立役員	昭和55年４月　㈱三菱銀行入行 平成18年６月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行執行役員 ㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ執行役員 平成22年５月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行常務執行役員 平成24年６月　同行代表取締役常務取締役 ㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ常務執行役員 平成26年５月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行代表取締役専務取締役 平成27年６月　東京急行電鉄㈱常勤監査役（現） (重要な兼職の状況) 東京急行電鉄㈱常勤監査役	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 金融機関における豊富な経験と経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。		
4	齋藤 洋一 (昭和48年12月12日生) 新任 社外監査役 独立役員	平成17年10月　司法試験合格 平成19年９月　司法修習終了　弁護士登録 第二東京弁護士会犯罪被害者支援センター委員 平成27年９月　同弁護士会綱紀委員会委員（現） 平成28年４月　同弁護士会司法修習委員会委員（現） (重要な兼職の状況) 弁護士	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 弁護士としての専門的な見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。また、こうした理由から、同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。		
5	橋本 聰 (昭和33年２月17日生) 新任	昭和56年４月　東急建設㈱入社 平成22年４月　当社内部統制推進室長（現） 平成24年４月　当社執行役員（現）	120株
	【監査役候補者とした理由】 当社における豊富な業務経験と内部統制に関する高い知見を有していることから、監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 監査役候補者と当社との間の特別の利害関係について
(1)恩田勲氏は、株式会社ＧＴＭ総研の代表取締役社長であり、当社は同社と経理等事項に関する顧問契約を締結しております。
(2)その他の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 恩田勲、長田忠千代、齋藤洋一の各氏は、社外監査役候補者であります。また、各氏は、42ページから43ページに記載の当社が定める社外監査役の独立性に関する基準を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
(1)恩田勲氏
同氏の社外監査役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年であります。
(2)長田忠千代氏
①同氏は、当社の主要な取引先である東京急行電鉄株式会社の常勤監査役であります。
②同氏は、当社の主要な借入先である株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の取締役でありました。また、過去２年間において、同社から、取締役としての報酬を受けておりました。
(3)齋藤洋一氏
同氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任する社外監査役齋藤晴太郎氏の三親等以内の親族であります。
4. 責任限定契約について
(1)当社は、恩田勲氏との間に、会社法第423条第１項の責任について、会社法第427条第１項に基づき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、長田忠千代、齋藤洋一の両氏の選任が承認された場合、両氏との間に、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
(2)当社は、前野淳禎、橋本聰の両氏の選任が承認された場合、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、両氏との間に、会社法第423条第１項の責任について、会社法第427条第１項に基づき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

【ご参考　社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準】

当社は、次の要件を満たす社外役員（社外取締役および社外監査役）を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員（独立社外取締役および独立社外監査役）と判断しております。

1．社外役員が、次に該当する者でないこと。
①当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の業務執行者[1]
②当社グループを主要な取引先とする者[2]またはその業務執行者
③当社グループの主要な取引先[3]またはその業務執行者
④当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産[4]を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
⑤当社グループの会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
⑥当社グループから一定額を超える寄付または助成[5]を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
⑦当社グループが借入れを行っている主要な金融機関[6]またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
⑧当社グループの主要株主[7]または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
⑨当社グループが主要株主である会社の業務執行者
⑩当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
⑪最近において、前記①から⑩であった者

2．前記1①乃至⑪に該当する者（重要な地位にある者[8]に限る）の近親者等[9]でないこと。

3．前記1および2の要件を満たす社外役員であっても、その他の理由により独立性が無いと考えられる場合、当社は、その社外役員を独立役員としない。

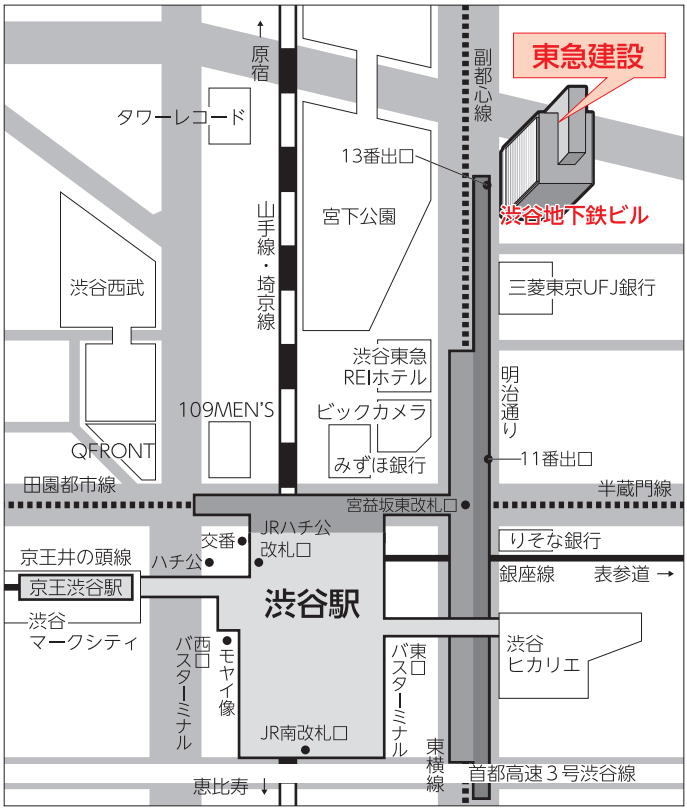
(注)
1　業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。
2　当社グループを主要な取引先とする者とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度におけるその者の年間連結売上高の2％を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。

3　当社グループの主要な取引先とは、直近の過去３事業年度のいずれかの年度における当社の年間連結売上高の２％を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
4　多額の金銭その他の財産とは、直近の過去３事業年度のいずれかの年度における役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。
5　一定額を超える寄付または助成とは、直近の過去３事業年度のいずれかの年度における年間1,000万円を超える寄付または助成をいう。
6　主要な金融機関とは、直近の過去３事業年度のいずれかの年度における当社事業年度末の借入残高が当社の連結総資産の２％を超える金融機関をいう。
7　主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。
8　重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
9　近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号
渋谷地下鉄ビル８階　当社本店会議室
電話　03-5466-5020（代表）



（交通のご案内）

■東急東横線・田園都市線、東京メトロ半蔵門線・副都心線／渋谷駅（宮益坂東口）より徒歩３分（13番出口直結）
■JR線／渋谷駅（ハチ公口）、東京メトロ銀座線／渋谷駅より徒歩６分
■京王井の頭線／渋谷駅より徒歩８分

※　駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
※　本会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承ください。
※　当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。